

公布された規則のあらまし

佐賀県消費生活センター管理規則（規則第4号）

- 1 佐賀県消費生活センターの所掌事務、相談受付時間等その管理に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則及び佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第16項に規定する特定相談支援事業を受けられる者は、佐賀県立地域生活リハビリセンター条例第1条の2に規定する者で法第51条の17第1項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とすることとした。（第6条関係）
- 2 法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けるためにセンターを利用する場合の手續等について定めることとした。（第7条第2項関係）
- 3 佐賀県総合福祉センターの地域生活リハビリ課の分掌事務に、法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関する事務を加えることとした。（第4条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成28年4月1日から施行することとした。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 附属機関の廃止に伴い、宅地建物取引業審議会委員並びに石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事に関する規定を削ることとした。（別表関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 職員を降格又は降号させる場合の規定の整備を行うこととした。（第7条の2、第7条の3、第8条の2及び別表第6関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成28年4月1日から施行することとした。